

第 2 7 期協議題

青少年の社会参加を促す仕組みづくり

意 見 具 申 書

平成 2 6 年（2 0 1 4 年）7 月
川崎市青少年問題協議会

は し め に

川崎市における青少年育成の総合的施策は、平成12年3月に策定された「川崎市青少年プラン」を基に方向付けされ、具体的な施策として実施されています。

その基本的方向性は、『共に生き共に育つ川崎をめざして～「生きる力」「創造する豊かな心」「共感する心」を育てる～』が理念となっています。第26期青少年問題協議会では、「わがまち・かわさき」をめざす青少年育成の現状と課題を明らかにすることを協議題とされました。そして、川崎地域において共に育つ大人と子どもの一人ひとりが「わがまち・かわさきづくり」を担うためには、地域活動の育成事業を推進するための青少年育成地域コーディネーターの創発など人材の確保やその育成事業等が意見具申としてまとめられました。この具申を受けて、平成25年度に「青少年育成地域コーディネーター制度検討専門委員会」が立ち上がりました。

第27期青少年問題協議会は26期の視点を引き継ぎ、「わがまち・かわさき」に住み育ち、川崎で生活することを誇りとして青少年が社会参加するための仕組みづくりを提案したいとして、「青少年の社会参加を促す仕組みづくり」を協議題とし、川崎に焦点を当てるため「かわさきづくりを担うために」を副題としました。

しかし、少子化・高齢化、高度情報化、東日本大震災がもたらした地域社会共同体の変容等による社会情勢の進展や、受け継がれている地域芸能だけでなく社会推移に伴って創造される多様な文化のもたらす意義を尊重するとしたら、かわさきづくりに限定する必要はありません。多様化する価値観の常態化する中であって、社会参加の意義や参加する必然性が認められ、自主的な参加が誘発される仕掛けが提言されるのであれば、青少年の育成だけでなく、社会（大人、地域、組織、行政）のあり方にも関わることになります。

そこで、今期協議会では、青少年の社会参加の意義、社会と子どもとの関係、多様化する青少年のニーズ、川崎地域における青少年の社会参加、多様化する青少年問題への対応、社会参加のための情報提供の方向性、に焦点をあてて協議を進め、青少年の社会参加を促す仕組みづくりについての提言としてまとめました。

最後になりますが、今期協議会が意見具申としてまとめるまでの過程で、貴重なご意見や資料を提供してくださった方々、並びに行政の関係者に心から感謝申し上げます。

第27期川崎市青少年問題協議会

副会長 岡 田 守 弘

目 次

I 青少年の社会参加の意義と動向

- 1 時代の変化と青少年の社会参加現況 1
- 2 青少年問題と社会参加の教育的意義 2
- 3 青少年の社会参加を促す必要性 3
- 4 青少年の社会参加体験についての指導 3
- 5 社会参加を誘発させるテーマ設定 4

II 社会と子どもとの関係の変化

- 1 少子化社会がもたらしたもの 6
- 2 大人の役割の変化 7
- 3 社会とつながりにくい若者たち 8

III 多様化する青少年のニーズ、若者文化

- 1 青少年のニーズ 1 1
- 2 自主的に活動できる環境 1 2

IV 川崎地域における青少年の社会参加の状況

- 1 地域団体・行政・企業等の地域活動・体験活動への参加 1 4
- 2 地域団体・行政・企業等の地域活動・体験活動のスタッフとして参加 1 5
- 3 地域団体・行政・企業等の地域活動・体験活動の企画・運営に参画 1 6
- 4 青少年育成団体の現状 1 7
- 5 「魅力」「情報」「きっかけ」 1 8

V 時々刻々に多様化する青少年問題への対応

- 1 多様化した現代における青少年の課題とその対応 1 9
- 2 地域活動への障壁：情報の問題 1 9
- 3 地域参加をうながす情報提供の方向性 2 0
- 4 大学との連携による地域参加の促進 2 1
- 5 自ら実践できる仕組みづくりに向けて 2 2

VI まとめと提言

- 第1章から第5章のまとめ 2 4

青少年の社会参加を促す仕組みづくりへの提言

- 1 参加すること自体に意義があるような活動の構築・・・29
- 2 青少年の社会参加への情報の充実(ネットワークシステムの構築を)・・・29
- 3 青少年の社会参加は青少年の企画で・・・30
- 4 川崎の青少年に新しいふるさと意識を
～川崎に愛着を持ち《しなやかでたくましい川崎っ子》の育成を～・・・30

おわりに・・・31

資料

- 川崎市青少年プラン(改訂版) 青少年事業の概要(平成26年度)・・・33
- 地方青少年問題協議会法・川崎市青少年問題協議会条例・・・42
- 第27期川崎市青少年問題協議会の協議経過・・・46
- 第27期川崎市青少年問題協議会委員名簿・・・47

I 青少年の社会参加の意義と動向

この章では、日本社会が欠乏社会から過充足社会へと変貌している状況下での、現代の青少年の社会参加の教育的意義や社会参加を促す必要性を再考し、青少年の社会参加体験の指導と社会参加意欲を誘発させるテーマ設定の必要性について述べます。

1 時代の変化と青少年の社会参加現況

戦前・戦中・戦後から1960年頃までは、欠乏社会と言っていい時代でした。物質的にも精神的にも、ないない尽くしの時代です。この時代は、大人も青少年も、生活すること自体が大なり小なり社会参加することになり、そこで体得することが人格形成の一助になっていました。勤労奉仕、挺身隊、となり組み制度、冠婚葬祭互助、町内自治会など必要に迫られた社会課題への参加などがその例です。ただ、これらは国や社会、地域からトップダウンで要請される色彩の強いもので、今日言われている自主的、主体的な社会参加の理念とは異にするものでした。

定説があるわけではありませんが、1970年頃を境にして、日本社会は過去に例を見ない高度経済社会へと発展し過充足社会に変貌しました。それは現在も続き今後も益々顕在化していくと思われます。これまでの欠乏社会では考えられなかったほど、楽で、快適で、便利な生活を享受することができるようになったわけです。高度に分業化が進む過充足社会では、必要に迫られて関わらなくてはならない子どもたちの社会課題が無くなります。そんなことをしなくても、生活が十分に成り立つからです。青少年の社会参加の必然性は、どこをみても何もない時代なのです。青少年の社会参加意識の希薄さや参加活動への意欲の低迷には、こんな時代的な過充足社会の生活様式が色濃く関係していることを看破しておく必要があると思います。

このような現況を、青少年の社会参加への疎外とも言っていますが、参加の必然性のある社会課題が無いことは、青少年が社会参加を自発的に主体的に動機付けることも難しくなったことを意味します。

2 青少年問題と社会参加の教育的意義

(1) 今なぜ社会参加なのか

過充足社会で育つ現代の青少年の健全育成上の大きな問題は、年齢相応に人間性、適応性、道徳性、社会性などの人格の中核になるものが育ちにくいことです。青少年の不適応問題である、児童期のいじめ、暴力、不登校、青年期の自傷、希死行為、パニック障害、摂食障害（過食、拒食）などは、心が失調状態に陥っていることが原因に他なりません、背景に心の失調を生じやすい人格形成不全が関係しているのが特徴です。人格形成不全とは、まさに人間性、適応性、道徳性、社会性などの獲得形成が不全であることを意味しますし、それを引き起こしている、何をしなくても生活が成り立ってしまう過充足社会の生活様式が深く影を落としているということになります。

(2) 意義

こういった人格形成不全の問題への効果的な改善方策の一つが、社会参加だと言えます。社会参加の体験は、とりもなおさず人間性、適応性、道徳性、社会性の獲得形成を促進させることになります。家族や学校、知人・友人など、狭い関係性にとどまらず、未知の人との関係性を体験し、社会的な課題に取り組む体験は、広く開放的な関係性の体験で、それは社会参加することでしか得られないものです。社会参加は、適切な人間関係を作り、関係作りのためのコミュニケーションを工夫し、そういった関係性のなかで適応的な対応を試みつつ、相互扶助の精神で協力し合いながら、共通の目標に向かっていくことが必要で、こういった体験が人間性、適応性、道徳性、社会性といった人格形成の育成につながるものです。

(3) 社会参加への働きかけ

本来、社会参加は、自発的、主体的、能動的な活動でなくてはなりません。自ら問題を見つけ、その問題に関わることを社会の中でやっていくのが社会参加の基本理念です。ですが、先述したように、過充足社会で育つ青少年は、参加のための必然性や動機付けがはっきりしないので、自発的、主体的な活動として成立しにくいという現況があります。自発的、主体的、能動的な活動が展開

されるのを待っていても、自然発生的にはほとんど起こってこないのです。一部には、青少年が社会問題に自ら関わろうとして、グループを作って実践することもあります。それがニュースになって取り上げられるということは希有なできごとだからです。

ですから、上記のような社会参加の意義を視野に入れて、青少年が自発的に主体的に関わり始めるようになるきっかけ作りが必要になります。

3 青少年の社会参加を促す必要性

(1) 仕組みとは

現代の青少年の社会参加が大きな潮流になるには、青少年が参加してやってみようかと思えるように、外部からの起爆的働きかけが必須です。これを青少年の自発性、主体性を誘発させるための社会から働きかける「仕組み」と言っています。

(2) 仕組みがすることは

この「仕組み」を考える際には、過去の青少年の社会参加のように、社会に貢献するための必然性のある活動で、参加体験から達成感や自己効力感が得られるような教育的な目標を意図したものだけでなく、参加の結果いかに依らず、参加すること自体が楽しく面白く、参加することに自ら意義が見いだせるような、青少年が興味関心が湧く課題設定が必要で、その課題設定に青少年が自発的に主体的に関わってみようと思えるような工夫や発想が必須になると思われます。

4 青少年の社会参加体験についての指導

(1) 参加することに意義がある社会参加

青少年の社会参加の教育的意味は、参加してみること自体に意義があります。社会参加活動が成功しても失敗しても良く、成功したら成功したなりの、失敗したら失敗したなりの貴重な現実経験になるからです。そして、社会体験は、どんな体験でも人格形成の貴重な体験にできるという原理に基づくものです。成功や達成、プラス体験を重視する学校教育と少し違うところでもあります。

す。

（２）指導の必要性

しかし、青少年が、自分のどのような体験も人格形成の貴重な体験にできるわけではありません。特に失敗や未完、断念、挫折などに弱い現代青少年は、失敗や未完、断念、挫折などから、成功することを学ぶことに難があります。どんな体験も人格形成の貴重な体験にできるためには、そうできるための支援や指導が必要です。青少年の自主的で主体的な参加意欲を引き出すための「仕組み」は、同時にどんな体験も貴重な体験にできる指導的な要素も兼ね備える必要があります。

５ 社会参加を誘発させるテーマ設定

（１）社会参加のテーマ

青少年の社会参加には、社会参加のための課題テーマが必要ですが、テーマは、政治的、思想的、宗教的な偏りがなく、青少年の誰もが共通して大事だと思える社会問題、環境問題、地域問題、さらには、誰もが参加してみたいと思うリクリエーション、自分の生活している郷土の文化を継承し、よりよい郷土への発展を目指す郷土愛といったことをテーマとして幅広く取り上げるべきだと思われます。今回の提言では、川崎という郷土を愛し文化を継承し、未来にむけた発展をテーマにしたものを取り上げたいと考えています。以下はその例です。

川崎の良いところを知ろう

川崎の郷土文化、伝統を知ろう 文化伝統を守る活動

川崎を良くするための活動を展開しよう

川崎の環境問題を知ろう

川崎の社会問題の解決に関わろう

川崎をより住みやすくするための環境作りを目指そう

こういった郷土愛のテーマを青少年に提示して、青少年が興味関心を持ち、

自発的に主体的に関わってみようと思う気持ちを誘発させる働きかけを考えてみたいと思います。

青少年とは、小学生、中学生、高校生、青年（～25歳くらいまで）を言いますが、それぞれの年齢層が、参加してみようかと思えそうなテーマや関わり方を検討し提示し工夫する必要があります。

Ⅱ 社会と子どもとの関係の変化

全国が少子化と言われている中、川崎市は人口の自然増加比率が25年連続1位の都市（平成24年川崎市総合企画局都市経営部統計情報課より）であり、若い世代が転入し、全体的に成長するエネルギーを持っている市であると言えます。しかし、現状に焦点を当ててみると、実に憂慮すべき問題が見えてきます。

1 少子化社会がもたらしたもの

少子化社会がもたらしたのは経済的な変化だけでなく、青少年と社会との関係性においても今までと異なったものが現れます。平成19年度内閣府が満10歳から29歳の青少年を対象に「家族以外の子どもやお年寄りなど世代の異なる人たちとのふれあう頻度」を調査した結果、「時々ある」（33.4%）が最も多い一方、「殆どない」（29.2%）との答えも多く、世代の異なった触れあいが少なくなっている状況が覗えます。また、地域のボランティア活動やリサイクル運動に参加する頻度も、上記の調査では、「まったくない」（45.3%）、「ほとんどない」（33.9%）となっており、地域とのつながりの希薄さが目立って来ています。この傾向は川崎市においても同じです。平成22年度「川崎市青少年意識調査」では、調査に協力してくれた青少年の約90%は地域の活動に参加していないと答えており、その理由として最も多いのは、「地域でどのような活動が行われているか知らないから」（38.4%）ですが、次に多い理由は「地域の活動に興味がないから」

（18.7%）となっています。また、「ボランティアに参加していない」と答えたのは全体の72.6%で、その理由は「参加するきっかけがないから」（37.8%）が最も多くなっています。その一方、スマートフォンの所有率は、内閣府の調査（平成25年度）では、小学生でも、携帯電話のうちの7.5%を占め、高校生に到っては55%を超えており、携帯電話の所有者の半数以上は一日平均約100分インターネットを利用しています。以上のことから、今の青少年たちは、異世代や地域との直接的な交流よりも、インターネットの世界でゲームやメールによる間接的な交流を好み、その結果、多くの青少年団体の会員数が減少し、参加者が減少している状況になっています。このように、青少年と地域とのつながりの喪失はやがては地域の空洞化や次世代社会の担い手の弱体化を生じさせ、社会全体の停滞につ

ながりかねないため、早急に改善策を考える必要があると思われます。では、青少年の社会参加を促すためにはどのような仕組みが必要でしょうか、上記の調査から、一つは「青少年が興味を感じる活動の企画」、もう一つは「参加しやすいきっかけづくり」、さらにその両者の根底にあって、最も大切なのは「我がまちに対する愛着」でしょう。川崎市青少年意識調査（平成22年度）において、調査対象の居住地に対する好意度は、「好き」と「まあ好きである」を合わせると80%を超えていますが、その理由は「住み慣れたところだから」（38.7%）、「交通機関が便利だから」（24.6%）が多く、「整った教育・文化施設があるから」、「地域住民との連帯感が強いから」の割合はいずれも1%未満になっています。機能性だけでなく、文化や人とのつながりがあってはじめて生まれるまちへの愛着、この観点に立った時、人と人を結びつける人や組織の存在の大切さをあらためて考えざるを得ません。

2 大人の役割の変化

「平成25年度版子ども・若者白書」（内閣府）によりますと、18歳以下の子どもが1週間のうち、父親との会話時間が5時間未満の子どもが母親とは10~19時間程度の子どもの最も多くなっています。1日あたりに換算すると、父親のほとんどは子どもたちと1時間未満、母親の約半数は子どもたちと1~4時間程度の会話をしていることになります。親子がよく一緒にすることをみると、例えば、勉強を親が見ている小学生が7~8割、中学生が5割程度、スポーツと一緒にする親子は小学生で2割、中学生で1割強と、5年前の結果より割合が上昇しています。反面、「特に一緒にすることはない」では、「未就学」の割合は5年前に比べて大幅に増加しており、中学生及び高校生でも1割程度となっています。

また、地域の教育力についての調査（日本総合研究所、平成18年度）で、保護者に「地域の教育力」を自身の子どもの時代と比較してもらったところ、過半数が「以前に比べて低下している」（55.6%）と回答している結果が出ていますが、保護者自身が実際に地域との関わりをみると、「地域のお祭り」（62.9%）、「地域の清掃や防災などの活動」（44.8%）、「スポーツやレクリエーションなどの地域の行事」（42.9%）、「募金・献血」（32.4%）などとなっており、しかも、お祭り以外の活動は、ほとんどは母親が参加し、父親の参加率は低い状況で

す。親子の接触時間の少なさは、長時間労働や共働き家庭の増加が関係していると思われますが、その結果、親自身が地域から離れ、子どもも地域で行われている様々な活動に触れる機会が少なくなったように思われます。また、これらの活動のほとんどは地域・コミュニティ活動であり、意義こそ深いけれど、子どもたちが自らの興味・関心や自らの考え方に基づいて自主的に行ったものとはやはり言い難いのです。青少年が主体となる社会参加を考えると、青少年が自主的に活動できる時間と空間、さらに、そのアイデアの実現をサポートする大人（地域コーディネーター）の存在が必要でしょう。

3 社会とつながりにくい若者たち

近頃、子どもの貧困が話題となっています。子どもの相対的貧困率は1990年代半ば頃から上昇傾向にあり、平成21年には15.7%となっています。また、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は14.6%であり、特に、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。その結果、現在、生活保護を受けている世帯の世帯主は、過去の出身世帯においても生活保護を受給していた「貧困の連鎖」が生まれ、生活保護受給世帯の子どもは、一般世帯と比較して、高校進学率が低く、不登校の生徒が多数存在する状況になっています。

内閣府が平成22年に行った「第4回非行原因に関する総合的研究調査」の結果によりますと、小学生の非行少年は「柔道・剣道・サッカーなどのスポーツ活動」、「竹馬、たこ、わら細工を自分で作る活動」、「お年寄りの家庭や施設でのボランティア活動」での経験率は小中高校生よりも低く、中学生の非行少年は「公園の掃除など地域をきれいにする活動」の経験率は、小中高校生の中で最も低くなっています。幼少時の様々な体験の欠乏が、子どもの社会性の育ちに影響すると言われている中、貧困世帯の子どもの貧困がこのような体験不足を生じさせている可能性が十分にあると憂慮せざるを得ない状況です。

川崎市では「貧困の連鎖」対策として、学習支援、高等学校卒業支援や学校に適応できない、生活保護受給世帯の子どもを対象とした居場所作りなどの取り組みをしているが、参加者はまだ少ない状況です。また、非行少年の社会体験活動への参加及び就労支援は、社会復帰と関連する大切なことであるため、少年院や

少年刑務所では、就労に対する心構えを身につけさせ、就労意欲を喚起し、各種の資格取得を奨励しているだけでなく、ハローワークなどと連携し、職業講話や相談、求人情報の提供などの就労支援を行っています。

ニートやひきこもりの若者たちについて、内閣府は調査を行い、「平成24年度若者の考え方についての調査（ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等に関する調査）」結果を公表しています。その中で、調査に協力してくれた若者は「社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった自分自身について主な理由」を「人づきあいが苦手だから」（52.6%）、「何事も否定的に考えてしまったから」（43.3%）と挙げており、「仕事についての主な理由」では、「本当に自分のやりたい仕事ではなかったから」（20.1%）の他、「上司や同僚との関係が悪かったから」（18.8%）「職場になじめなかったから」

（16.5%）と対人関係上の問題を挙げています。社会とつながりにくい青少年たちは過去に人とのつながりに何らかの挫折を経験した若者たちであることが言えます。しかし、その青少年たちに「自分が40歳の時はどうなっているか」との問いに、65.8%もの人は幸せになっていると答えています。現在の状況を打破し、自分の人生を生きたい強い思いが伝わってくる回答です。その若者たちが「自分で活動性を感じて」利用し、問題の改善に最も効果があったのは、「職業安定所（ハローワーク）が行っている、若者を対象とした就職フェアや各種セミナー、模擬面接、心理サポートなどの就職活動支援」（64.6%）、「ジョブカフェ」（53.3%）、「地域若者サポートステーション（サポステ）」（53.1%）等であると答えています。かわさき若者サポートステーションは、「ファーストワーク」のような不安が強い若者を対象にしたプログラムから、インターン制度がある「JOB セミナー」、さらに、理解のある事業主のもとで実際に労働体験を行い、就労への自信や意欲を高める「労働体験」など、若者の様々なニーズに応じたプログラムを幅広く展開していますが、今ひとつ参加者が少ないようです。今後は利用者をさらに増やすためには何が必要かについてさらに検証する必要があるでしょう。

この調査は最後に、回答者に政策決定過程への参加に関する意見を聞いていますが、「子どもや若者が対象となる政策や制度については子どもや若者の意見を聴くようにすべき」が81.2%と最も高く、次いで、「子どもや若者も将来の国や

地域の担い手として積極的に政策決定に参加できるようにすると良い」 72.6% となっており、若者が主体の社会の形成を主張していました。また、ニートやひきこもりの若者たちの「専門家や支援機関による支援にかかる費用はだれが負担すべきだと思いますか」の問に、「本人や家族、国や地方公共団体だけではなく、市民からの寄付や民間資金が集まるような仕組みを作る」が 35.7%と最も高く、次いで、「国や地方公共団体」 34.3%、「本人や家族」 28.2% という回答も得ました。社会につながりにくい青少年のサポートはもはや個人や家庭の問題だけにすることは出来ず、市や社会全体が考えるべき問題になっていることと言えましょう。

Ⅲ 多様化する青少年のニーズ、若者文化

3.11の大震災の中で、若者が中心となってボランティア活動等でめざましい活躍をしたことは記憶に新しい事柄です。青少年のニーズは多様化してはいますが、目の前の課題をひたむきに解決しようとする姿勢は、いつの時代でも日本の青少年の清々しい姿であることに変わりはありません。この章では、多様化する青少年のニーズ、若者文化について述べます。

1 青少年のニーズ

「最近の若者は無関心・無感動で、何を考えているのかわからない」と言った声を聞くことが多々ありますが、平成23年3月11日に起きた未曾有の東日本大震災では、若者が中心となってボランティア活動等でめざましい活躍をしたことは記憶に新しいことです。誰かに指示されたわけではなく、自らの意思で行動する青少年に損得勘定はなく、目の前の課題をひたむきに解決しようとする青少年の無意識の努力が感じられ、感動を覚えます。

一方で、熱していても、一定の期間や時期が過ぎると冷めたり飽きたりといった傾向があることも事実です。これらは移ろいやすい青年期の特徴といえると思います。彼らの社会的視野は狭窄してはいますが、新しい物事への関心や自ら望むことへの行動意欲は非常に高いのも事実ではあります。身近なところの例を挙げますと、カードゲームやゲームソフトの攻略やスマートフォンの操作などがそれにあたります。物事に分別のある大人は、既成概念にとらわれる傾向が強く、スマートフォンの操作などには苦慮する傾向が強いものです。しかし、最近の機器類はなるべく簡単な操作でできるよう考えられており、特に、スマートフォンの操作などは言語に未熟な幼い子どもであっても、容易に操作できるように作られており、子どもたちは驚くほどすぐにその操作方法を吸収し使いこなし、大人が想像もつかないような行動をするのです。

こういった青少年の傾向を考えると、彼らの生の声や意見を聞くことがますます重要になってきている時代とも言えます。青少年の意見を聴取するときは、

従来までの手法によるアンケート調査よりは、ツイッターやフェイスブックに代表される SNS 等を活用するなど、彼らのニーズに応じた方策を講じることで、賛否を含めた声を集めることが可能となります。一方で、そうした状況に疎い青少年も少なからずいますので、この層への手立ても考慮する必要があります。また、昨今のダンスブームに代表されるようにムーブメントや伝統芸能などに興味のある青少年も少なくありませんので、活動性を好む傾向の青少年には、別のニーズが存在していると言えます。このように多種多様な青年期のニーズの特徴を踏まえた支援をどのように構築するかが当面の課題と言えます。

2 自主的に活動できる環境

情報提供の手段はペーパーによる広告のような周知や SNS の活用が望まれ、求められている時代と言えます。先述の3.11のボランティアのように、自主的に活動する、あるいはできる青少年もいますが、反面、指示待ち症候群と揶揄される新入社員達のように、指示されて行動することに慣らされている青少年も少なくありません。そこでは、大人がレールを敷いてしまうこともできますが、彼らが自ら考えて、自主的に活動ができる環境を大人がどう支援するかが大きな課題となります。そこでは、青少年の中にリーダーのような存在をつくることも一案でしょうし、青少年の育成現場である学校を拠点にしたムーブメント作りも考慮されて良いと考えています。

活動が楽しく、嬉しく、肯定的になれるシステムとはどのようなものでしょうか。例えば、学校で行なわれる体育祭や文化祭のように、イヤイヤ準備をはじめても、途中から真剣になり、面白くなり、結果ができれば楽しいと感じるようなシステムが求められているのです。賛否はありまじょうが、一時期大きなブームとなった体育祭で用いられる「よさこいソーラン」のように“やればできる”という達成感や自己肯定感が望まれています。そこでの大人の役割は、他者に認められることや褒めるなどのポジティブな感情を揺さぶるシステムを構築する手立てや支援です。大人の支援により青年期の自己肯定感を発達させるには、感情を揺さぶられるような体験とともに、自尊心が傷つけられない安心感が求められています。

成人式や市民祭りに積極的に参加する青少年は、セレモニーや祭への興味関心は高いものがあります。その関心事は、社会と自分とのつながりを確認する作業の一つであると同時に、祭りの高揚感が彼らの行動に影響するからです。そこには強制して参加を求められるというような拘束はなく、彼らのノリや気分は自由であり、自尊心が傷付けられることもありません。

もう少し別の例を出しますと、小向のお囃子、新城の囃子曲持ち、菅の獅子舞などのような地域の伝統文化継承のための活動が挙げられます。子ども会での活動を皮切りに地域の活性化とともに将来的には指導者へとになっていくことで達成感と自己肯定感が培われていきます。また、川崎版ハロウィンなどは、元々は商店街興しから始まったものですが、今では川崎らしさの一翼を担うものに成長していますし、市外からも多くの人に参加し、それぞれの達成感を味わっています。

移ろいやすい青少年の気持ちをうまく活用するには、例えば、「祭り」のような拘束されない出入り自由なシステムや、彼らが”自分達で遊ぶ”から”遊んでもらう”という変化に対応しなければならない。同時に、やりっぱなしにならないように、継続性を支援するシステム作りも重要になりますが、ここでも SNS の活用は無視できないものとなると思われます。リーダー的存在の青少年を中心に情報発信のシステムを作ることも視野に入れ検討するのも一つの方策でもあります。

Ⅳ 川崎地域における青少年の社会参加の状況

この章では、川崎地域における様々な青少年の社会参加の形態を、その関わり方により、大きく3つの形態に分類し、地域の特性を活かした活動に関する考察と今後の課題について述べます。

1 地域団体・行政・企業等の地域活動・体験活動への参加

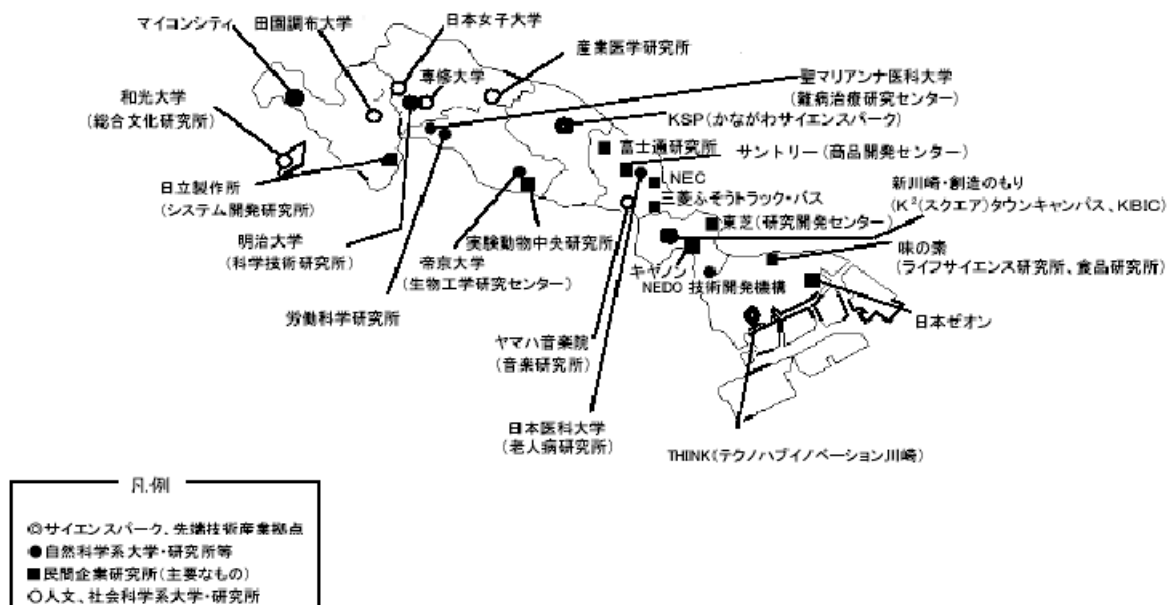
地域の団体・行政・企業等が企画する地域活動へ青少年が自主的に参加し、体験するもので、市内では様々な分野において数多くの活動が行われています。

その中でも、ものづくり都市として、世界的なハイテク企業や研究開発機関が数多く立地する国際的な先端産業・研究開発都市である本市の特徴を活かしたものとして、産官学地域連携による体験型科学イベントがあります。

毎年、夏休みに、かながわサイエンスパーク（K S P）で開催され、平成26年夏で10回目を迎えた「かわさきサイエンスチャレンジ」は、子どもたちのための体験型科学イベントです。一人でも多くの子どもたちに「科学やものづくり」に対する好奇心をもってもらえるよう、日ごろから科学普及活動に注力している学校・団体職員やボランティア、民間企業が、科学の面白さや楽しさを体験できる実験コーナーやワークショップ形式の科学体験教室など、その取り組みを自由に発表しています。まさにものづくり都市川崎の特徴を活かした交流が子どもたちだけでなく各主催者と共に図られています。

このように、青少年の生きる力を育むため、地域活動や体験活動への参加機会の創出に向け、本市においても地域の団体・行政・企業等がそれぞれの創意工夫により、様々な魅力ある取り組みが行われ、大きな関心を呼んでいるものがあります。

市内のサイエンスパーク、大学、研究所等の立地



しかしながら全体として青少年の参加の状況を見た場合、前出の川崎市青少年意識調査（平成22年度）によると、地域活動への参加状況は、9.6%に留まっており、平成17年度の調査（7.2%）と比較すれば微増傾向にあるものの、まだまだ十分とは言えません。

それでは不参加の理由を見ますと、「地域でどのような活動が行われているか知らないから」が38.4%と最も多く、「興味がないから」が18.7%、「時間がないから」が17.6%となっています。

地域活動の主催者は、必ず何らかの方法で広報活動を行っているはずですが、この調査結果を見る限り、情報が埋没し、対象となる青少年や親へ有効に情報が届いていないことが不参加の一因となっていると考えられます。

2 地域団体・行政・企業等の地域活動・体験活動のスタッフとして参加

地域の団体・行政・企業等が企画する地域活動に参加する立場から一歩進んで、主催者だけでは運営できない部分を補うためのスタッフとして参加するものです。

毎年3月にとどろきアリーナで開催されている「川崎市青少年フェスティバ

ル」は、高校生、大学生や社会人である青少年が小学生や幼児を中心とした子どもたちのために企画運営する大規模な遊びのイベントですが、そのスタッフは、年間を通じて企画の検討から準備を進める実行委員（平成24年度15人、25年度10人）と、前日準備と当日の運営を補助する運営委員（平成24年度62人、25年度約70人）から成り、いずれも毎年公募しており、主に所属している青少年団体からの呼びかけに応じて参加した者と専用ホームページや口コミなどで公募している情報を知り直接応募することで参加した者で構成されています。

このうち参加後に聴いた運営委員の声では、「多くの知らない人とコミュニケーションが図れた」「様々な経験を通じて多くのすばらしい仲間といい汗をかけた」「子どもたちに喜んでもらえてうれしかった」など、ほとんどの運営委員が、多くの人とコミュニケーションを図ることができたことへの充実感やイベントに参加した子どもたちの喜びを見ることで得た達成感を感じています。

このように、年間を通じて企画から関わるということではなく、運営の一部を担う形での参加ではあっても、体験活動から一歩進んだ形での有用な体験を得られ、それが継続参加につながってくると、次の項で述べる、実行委員として企画から参画したいという意欲が芽生えてくると考えられます。

しかしそのためには、主催者が、スタッフも含め全体で参画している青少年を盛り上げていくといった雰囲気作りが必要で、実行委員や、運営委員同士の一体感が感じられないと、与えられた役目をこなすだけで終わってしまうことになってしまいます。

3 地域団体・行政・企業等の地域活動・体験活動の企画・運営に参画

地域活動・体験活動へ参加したり、スタッフとして参加したりすることによって、様々な人とのコミュニケーションを図ることができると、それを継続していきたいという人と、中にはさらに一歩進んで自らが企画・運営に主体的な関わりを持ちたいという意欲を持つ人が出てくるケースがあります。

前述の川崎市青少年フェスティバルもこの一例ですが、そのほかにも少し形態は異なりますが、中原区で行っている中原区音楽ライブも企画から運営までを担うボランティアの実行委員と、企画には携わらないものの事前のPRイベント等や前日、当日に実行委員を補助するスタッフが一体となって活躍しているもので

す。このイベントは、平成11年度から毎年3月にエポックなかはらで開催されている大規模な音楽イベントで、様々な世代のミュージシャンやダンスチームが出演し地域・世代間交流を図っています。実行委員の公募は行わず、これまでの開催の中で関わってきたメンバーが中心となって実行委員会を組織し、スタッフ経験者の中からやる気のある者が翌年以降、実行委員として参画する形なので、組織は安定していますが世代交代が難しいところが課題のようです。

このように青少年自らが企画・運営に主体的に関わることは、体験活動における参加から、運営の補助としての参加を経て、さらに進んだ形であり、参画する青少年にとって有益であるのはもちろんですが、実際にはこのようなイベントが継続して行われる事例は少ないと言わざるを得ません。それは青少年が主体となって企画・運営するイベント等が軌道に乗るまでには相当な時間とそれを見守る大人の情熱と忍耐が必要となるからです。通常新たに立ち上げる事業は、それが大勢の人に受け入れられて成功しなければならず、青少年が主体となって企画・運営していることだけでは継続していきません。これを安定させようとするともスムーズな世代交代に影響が出てきたり、またその逆もあるので、このバランスをどのようにして進めていくかが課題であると言えます。

4 青少年育成団体の現状

前述の川崎市青少年フェスティバルに参画する場合、「主に所属している青少年団体からの呼びかけに応じて参加」と記述しましたが、青少年団体である子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団の会員数は全国的に減少しています。「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」（平成25年1月中央教育審議会）の参考資料の中に団体会員数の推移があり、その資料によれば、子ども会加入者数は、平成14年度434万人（小学校、中学生）だったところ、平成22年度343万人となっています。ボーイスカウト会員数は、平成10年度154,292人（ビーバー隊（就学前年の9月から小学校1年生まで）からローバー隊（大学生）まで）だったところ、平成23年度84,554人となっています。さらにガールスカウト会員数は、平成10年度45,285人（テンダーフット（就学1年前）からレンジャー（高校生）まで）だったところ、平成23年度17,695人となっています。

市内の団体も同様の傾向となっていて、「社会教育要覧」（教育委員会発行）によりますと、平成19年度は、子ども会が単位子ども会 325 団体、会員約35,000 人、ボーイスカウトが21コ団約 1,500 人、ガールスカウトが 8 コ団約 900 人、海洋少年団約20人でしたが、平成25年度は、子ども会が単位子ども会 306 団体、会員約30,000 人、ボーイスカウトが20コ団約 1,200 人、ガールスカウトが 7 コ団約 250 人、海洋少年団約10人と単位団体数及び会員数共に減少しています。

会員数の減少は、部活動、学習塾、興味の多様化など青少年自らの要因だけでなく、指導者の高齢化、活動場所の確保や団体のPR不足など組織の要因にもあると考えており、それぞれの団体は後継者育成や組織の体質改善にも取り組んでいます。

しかし、今後は、東日本大震災のような非常事態において、青少年自ら瞬時に適切な対応をとることができるようにすることや避難所での宿泊、野外炊事といった非常時の生活を想定した体験を行う機会を設けることが必要となるためキャンプ活動、ロープワークなどのノウハウのある青少年団体への加入が見直されていくと考えられます。

5 「魅力」「情報」「きっかけ」

以上のように参加の関わり方はそれぞれ異なるものの、まずは言うまでもなく青少年にとって魅力ある活動であるかどうかが重要で、次にそれらの活動の情報がどこまで有効に青少年に届くかどうか、そして最後に一歩足を踏み出せるきっかけを与えられるかどうか。

社会の一員としての自覚と責任感を高めるために、大規模なものだけでなく、日常の場においても、様々な地域活動・体験活動への参加を奨励すべきですが、そのためには青少年の心を動かすような「魅力」「情報」「きっかけ」を大人が提供することが必要であると言えます。

V 時々刻々に多様化する青少年問題への対応

変化の激しい現代にあって、青少年たちの問題もさまざまに指摘されています。それらの問題に対症療法的に取り組むだけではなく、青少年のおかれた状況自体を改善していくために、私たちはどのように対応していったらいいのでしょうか。

1 多様化した現代における青少年の課題とその対応

時代の状況に対応して、青少年の直面する問題も変化してきました。しかしそこには、青少年自身にとっても、また、大人や社会にとっても、青少年の社会的自立をどう確立するかという課題が共通していると言えるでしょう。

とはいえ、自立した大人になるための典型的な道筋が存在していた昔とは異なり、価値観や生き方が多様化した現代では、青少年たちは大人になるために、道なき道をそれぞれが手探りで進んでいかなければならなくなりました。つまり、手本や指針が失われた現代社会では、社会的自立は以前よりもずっと困難な課題なのです。

そうであるならば、社会的自立への責任を青少年にばかり押しつけるのではなく、大人や社会の側がもっと積極的に支援をしたり、環境を整えたりする必要があるでしょう。

2 地域活動への障壁：情報の問題

もちろん日本でも、地域との関わりのなかで青少年を育成しようという試みがこれまでなされてこなかったわけではなく、実情はむしろその反対です。しかし残念ながら、地域で行われる活動への参加者は必ずしも多くはないというのが現状です。実際、すでに第2章で紹介したように、川崎市でも地域活動に参加している割合はわずか9.6%にすぎず、調査対象者の89.9%が、参加していないと回答しています。また、その理由でいちばん多いのは「地域でどのような活動が行われているか知らないから」というものでした。つまり、地域活動へのいちばん大きな障壁は、「情報」なのです。

現代は情報化社会と言われて久しいです。また、特に青少年の多くはスマートフォンなどの携帯端末を使いこなし、あふれる情報のなかで生活しています。そ

れにも関わらず、情報はなかなか伝わらないのです。

3 地域参加をうながす情報提供の方向性

では、どのような形での情報提供が、地域参加を促す可能性を持っているのでしょうか。

それを考察する手がかりとして、まず、情報の入手方法の変化が考えられます。アナログ時代には、図書館を歩いたり、本や雑誌のページを繰ったりなど、さまざまな情報に触れながら、必要な情報を入手しました。それに対し現代では、コンピュータや携帯端末を通して、キーワードによってピンポイントで検索した情報のみにアクセスします。つまり、デジタル化の進行によって、青少年たちはむしろ多様な情報には接触しなくなっている可能性があるのです。この点をどう乗り越えるかが第一の課題です。

次に、地域活動の情報にアクセスしたとしても、必ずしも行動に移すとは限らないということです。すなわち、情報から行動へとどうつなげていくのが第二の課題となるでしょう。

第一の課題については、次のような方向性が考えられます。一つは、情報の内容を総合化することです。具体的には、地域参加に関わるさまざまな情報が一つにまとめられている総合ポータルサイトの構築です。それは、青少年の多様な興味関心に対応できるよう、地域で活動しているさまざまな団体の情報、各種イベントや仲間やボランティアの募集、各学校における地域活動の報告など、多様な情報への入り口となるウェブサイトです。

しかしこのサイトの存在自体が知られていなければ、結局のところ、青少年のアクセスは期待できません。そのため、もう一つの方向性として、このサイトの利用を日常化することが考えられます。具体的には、このサイトを小学校、中学校、高等学校の教育活動に積極的に活用し、子どもたちにサイトの存在とともに、その内容も周知するのです。たとえば、サイトを通して、学校の学習活動の成果を発信したり、他の学校の活動の様子や、地域の青少年の活動の様子を知ったりなど、いろいろな活用方法が考えられるでしょう。

将来的には、たとえば川崎市青少年ネットワーク（K J N E T：ケイジェイネット）というような、青少年ソーシャルネットワークサービスを川崎市が独自に

立ち上げることも考えられます。そこでは、川崎市の児童生徒や先生方に生涯有効なアカウントを付与することで、子どもたちは在学中だけではなく、卒業後もさまざまな教育活動に参加したり、同窓生がつながりあったりできるようになりますし、先生方は子どもたちや卒業生の活動を支援することができるでしょう。また、教育ネットワークに参加したい大人や各種団体の方々には、申請と審査を経てアカウントを取得することで、社会参加を活性化する一翼を担ってもらえます。

では、情報へのアクセスを行動へとつなげていくという第二の課題についてはどうでしょうか。その一つの方向性は、接触した情報が、おもしろそうで、思わず参加したくなったり、つながりたくなったりするようなものであること、すなわち、青少年に提示する活動の内容や質を担保することです。

青少年の総合的支援活動の先行事例として有名なイギリスの「ユースワーク」でも、その目的を「楽しんだり、挑戦したり、学んだり、達成したりすることを結びつけた活動を通して、自分や他人、社会について学ぶことを支援すること」としており、興味深かったり、挑戦しがいがあったり、達成感を得られたりするプログラムが目指されています。そのためには、単なる「お客さん」としての参加ではなく、青少年が正式なメンバーとして尊重され、責任をもって貢献できる役割を与えられることが必要です。

もう一つの方向性として考えられるのは、生身の人間とのつながりによって行動へと誘うというものです。長くフリーターをしていた青年たちの転機となったものは、自分にとって重要な人物の生き方や助言であったという研究がありますが、人との出会いやつながりが大きな影響力を持っています。そのためには、小学校、中学校、高等学校のうちから、さまざまな人々と出会う経験を多くしていくこと、とりわけ、活動やつながりを生き生きと楽しんでいる人々と出会うことが有効なのではないでしょうか。その一方で、総合ポータルサイト事業にアウトリーチを組み込み、青少年と直接的に触れあうことも必要かもしれません。

4 大学との連携による地域参加の促進

魅力的な活動、生身の人間とつながる活動として位置づけられるものとしては、すでに川崎市の進めている、大学との連携事業が挙げられます。

その一つが、2005年12月に、川崎市多摩区にキャンパスを持つ専修大学、明治大学、日本女子大学の3大学が設置した「多摩区・3大学連携協議会」です。同協議会はこれまで、大学の持つ知的資源や人材を活用して、地域社会との連携に積極的に取り組んできました。具体的には、子どもたちの豊かな成長と学生の資質向上を目指した「学校教育ボランティア学校サポート事業」（日本女子大学）や、大学と地域を情報によってつなげる「かわさきワンセグ」（専修大学）などが行われています。

この取り組みは、参加する学生自身が青少年として地域参加するとともに、その学生の姿が地域参加の楽しさややりがいなどを示すものとなっています。

上記以外にも、川崎市は個別の大学と大学連携推進事業の基本協定を結び、地域活動を進めています。たとえば、専修大学では「課題解決型インターンシップ」を行っており、地域の企業や商店街における長期型インターンシップに学生が参加し、受け入れ先の課題の解決に向けて主体的に関わっています。また、洗足学園音楽大学の地域連携事業では、高津区のこども文化センターや、市内の小中学校で音楽会を実施するなど、音楽を通じた地域との連携を進めています。さらに、慶應義塾大学では、先端技術分野で地域産業との連携や市民との交流を進めており、その事業の一環として、川崎市立木月小学校と「ケーキ☆サイエンス」という連携授業を開催しています。

また麻生区では、昭和音楽大学、玉川大学、和光大学、田園調布学園大学、日本映画大学、明治大学とともに「6大学公学協働ネットワーク」を構築し、「芸術のまち麻生」の推進、子育てや福祉分野における支援、緑の保全や都市農業など環境への取り組みなどを進めてきました。今後はさらに、映像のまちづくりや農を活かしたまちづくりを展開していくことになっています。

以上のような大学との連携を、これまで以上に発展させていくことによって、魅力的なコンテンツを開発し、発信するとともに、大学生と直に触れあうことを通して、青少年の地域参加を促進していくことができるでしょう。

5 自ら実践できる仕組みづくりに向けて

青少年たちは、目の前にいる大人たちを見て大人になっていきます。彼らの姿は私たち大人の姿を反映しているのです。青少年問題は大人問題でもあるので

す。そうだとすれば、青少年の地域参加を促す最大の仕組みの一つは、大人たちが楽しく、生き生きと地域参加している姿を日常的に見せていることではないでしょうか。それなくしては、情報の発信方法やアウトリーチなどの工夫も十分には機能しないでしょう。

また、これまでの日本社会では、決まりをきちんと守る、言われたことをきちんと実行するような「good citizen（よき市民）」の育成に力を注いできました。しかし、不確実性の高まるこれからの社会で求められるのは、社会づくりに積極的に参加していく「active citizen（活動的な市民）」だと言われています。そのような青少年を育成していくためには、早い段階から学校と地域とが連携して計画的に教育していくことが求められるでしょう。

Ⅵ ま と め と 提 言

青少年の社会参加について第1章から第5章までにその阻害要因や社会参加の意義や方法、その実践の状況など、本市における青少年の社会参加について多くの情報と課題が報告されています。ここではそれらをまとめ、青少年の社会参加を促す仕組みづくりへの提言とし、川崎市の青少年の積極的な社会参加のための施策の一助とします。

第1章 青少年の社会参加の意義と動向

1 時代の変化と青少年の社会参加の変化

- (1) 日本の社会の変化が青少年の社会参加を全く変化させています。
- (2) 戦時中には社会参加は国策として行われ、今日のような自主的、主体的な社会参加は行われていませんでした。
- (3) 1970年代の高度成長期には過充足社会が実現し、青少年の社会参加の必然性は失われてしまいました。現代の青少年の参加意欲の低迷は高度成長期の日本社会の生活様式が大きく関係しています。

2 現代社会と社会参加

- (1) 上記のような社会構造の中で成長する現代の青少年は人格形成に支障をきたす可能性が高く、青少年の反社会的行動も現代社会の生活様式が深く関わっています。
- (2) このような時代こそ、青少年の人格形成のための効果的な方法は「社会参加」なのです。その体験は人間性、適応性、道徳性等の人格形成を促進させています。また、社会的な課題に取り組むことによって、適切な人間関係を形成し、コミュニケーション能力を高めることが可能になります。
- (3) 青少年の人格形成のための社会参加を自主的に行うことは困難であり、我々がその「きっかけ」を与えることが必要になります。また、社会参加のきっかけを与えるだけでなく、受け入れのための仕組みを作る必要があります。それは参加体験によって達成感を得られるような社会参加のシステムを提供するということです。

3 青少年の基本的な参加システム

- (1) 社会参加のシステムの最も基本的なものが《参加することに意義がある社会参加》です。社会参加の目標をいかに達成したかではなく、成功したら成功したなりの喜び、また、たとえ失敗しても貴重な参加体験であると自覚できるような社会参加が必要になります。

4 青少年の社会参加を促進させるためのテーマの設定

- (1) 青少年が共通して重要だと考えているような課題
- (2) 誰もが参加してみたいと思うリクリエーション的なもの
- (3) 川崎という郷土を愛し、文化を継承し未来に向けた発展的な課題などが考えられます。

これらのテーマの扱いについては年齢的、心理的な発達段階を十分に考慮して行う必要があります。

第2章 社会と子どもとの関係の変化

1 少子化社会の影響

- (1) 家族以外の子どもやお年寄りとのふれあいの機会の減少
- (2) 地域のボランティア活動などに参加する頻度の減少
- (3) 青少年が地域活動に参加しない理由として《地域の活動を知らない》 《参加するきっかけがない》 《地域の活動に興味がない》などが挙げられています。
- (4) その一方でインターネットなどの機器を操作している率は増大しています。

2 少子化社会における青少年の参加を促す仕組み

- (1) 青少年が興味を感じる活動の企画
- (2) 参加しやすいきっかけづくり
- (3) わが町に対する愛着
- (4) これらを促進する企画が必要になります。

3 大人の役割の変化

- (1) 貧困問題とも関係する家庭内のふれあいの減少
- (2) 地域の教育力の低下
- (3) 多忙なため大人自体が地域活動に参加していないことが多く、積極的なふれあいが求められます。
- (4) ひきこもり、不登校を生む人間関係の希薄さは子どもだけの問題ではなく、大人たちも積極的に青少年の心を理解する必要があります。

第3章 多様化する青少年のニーズ、若者文化

1 青少年の行動や思考のパターンの特色

- (1) ボランティア活動などで目覚ましい活躍をしています。行動には損得勘定ではなく、ひたむきに課題を解決しようとしている姿が多く見られます。
- (2) その一方で活動が長続きしないことも多くあります。また、社会的視野が狭いなどの傾向があります。
- (3) 新しいことに対する関心が高く、それに対する行動意欲も旺盛です。
- (4) 最新の機器の操作に対する適応力が高いという特徴も持っています。

2 このような特色を持つ青少年の意見を聴取するためには

- (1) ツイッターやフェイスブックなど SNS の活用
- (2) 一方、SNS の活用には疎い青少年層への手だても必要です。
- (3) また、ムーブメントや伝統芸能への興味のある青少年など、多種多様な青年期のニーズに応える方法を構築する必要があります。

3 青少年が自主的に活動できる環境の設定

- (1) 大人の支援が必要ですが、あくまで、それは青少年の自主性に任せるべきです。例えばリーダーの育成や学校を拠点とした活動の育成などが考えられます。
- (2) 活動が楽しく肯定的であるシステム。例えば、体育祭の《よさこいソーラン》のように青少年に「やればできる」という達成感を持たせるような活動が望まれ、その中から若者文化が生まれてくるでしょう。
- (3) 青少年の祭りなどに対する深い興味と関心をとらえて活動を促すことも、川崎独自の伝統文化を発展させることが可能となります。

第4章 川崎地域における青少年の社会参加の状況

1 地域団体・行政・企業等の地域活動・体験活動への参加。各種の活動。

- (1) 産官学地域連携による体験型科学イベント。これは本市の特色を活かした最も評価の高い活動です。
- (2) 実際には、参加の状況は青少年の活動に対する意識の低さを表しています。
- (3) この意識の低さの原因の一つは広報活動の不徹底です。対象となる青少年に対し有効な情報が提供されていない点は改善しなくてはなりません。

2 活動に対する《スタッフとしての参加》

- (1) 川崎市青少年フェスティバルに代表されるような実行委員、運営委員等が青少年で占められているような理想的な活動も行われています。
- (2) 運営の一部を担う形の参加であってもその体験は継続参加のための大きな力になっています。

3 企画運営に対する参加

- (1) 中原区音楽ライブのように企画から運営までを担うボランティアの実行委員やその補助スタッフが自主的に参加しています。
- (2) 実際にはこのような理想的な参加活動はまだ少ない状況です。

4 青少年活動の活性化にとって大切なことは《活動の魅力、情報の提供、参加のきっかけ》であります。

第5章 時々刻々に変化する青少年問題への対応

1 地域参加を促す情報提供

- (1) 現代的な情報入手の方法によって一般化された情報ではなく、ピンポイントで必要な情報を得ることが可能です。
- (2) その結果、多様な情報に接触しなくなっている青少年の問題が解決されなければなりません。
- (3) 有効な情報サイトは実際にありますが、その存在に気づいていないため、このようなサイトの総合化と利用の日常化が望まれます。

- (4) 将来「川崎市青少年ネットワーク（K J N E T：ケイジェイネット）」のような本市独自のソーシャルネットワークサービスが望まれます。

2 情報から行動へどうつなげるか

- (1) 発信する情報が、青少年にとって魅力的で参加したくなるようなものにしていくとともに、さまざまな人と出会う経験を提供することを通して行動を促していきます。
- (2) 多摩区の三大学連絡協議会など、各大学が行っている独自の青少年サポート事業を発展させ、魅力的な企画の中で大学生と直に触れ合うことを通して、社会参加を促進させていきます。

3 青少年が自ら実践できるために

- (1) 青少年が積極的な意識を持つためには、大人たち自身が生き生きと社会参加している姿を彼らに日常的に見せていくことが重要です。
- (2) 決まりを守るだけの市民から社会づくりに積極的に参加する市民の育成の中で青少年問題を考えることが大切です。

青少年の社会参加を促す仕組みづくりへの提言

1 参加すること自体に意義があるような活動の構築

これまでの青少年の社会参加活動は、その教育的な意義や目標が重視されていることが多く、例えば、「社会奉仕の精神を育てる」とか「若者の非行を抑止する」などです。それ自体は大切なことに違いありませんが、この目標が青少年の重荷になり、「青少年自身の意志によって参加する」という積極的な行動を阻害していた面も否定できません。むしろ、そのような教育的な目標を前面に出すのではなく、先ず「青少年がその活動に参加すること自体」を目標にした参加活動が現在の青少年の社会活動には望ましいととらえます。

本協議会では、青少年が活動に参加する喜びや満足感を得ることができるような「参加しやすい活動」を推進することを提案します。

そのためには魅力ある活動を企画する必要があります。魅力ある活動プランとは、青少年のニーズを的確に把握し、若者たちの行動や若者文化に対する深い理解を基にした青少年の誰もが気軽に参加できる活動を考え、立案されたものでなければならないと考えます。青少年にとってやりがいを感じる社会参加の取組の一例としては、行政と大学等との連携事業などが挙げられますが、これらの取組を発展させていくことで、青少年の社会参加が促されることを期待します。

さらに青少年という言葉で代表される世代の広がりや、年齢的にも心理学的な発達段階からも幅広いものであり、そのような「青少年の多様性」を十分配慮した活動を企画する必要があります。

2 青少年の社会参加への情報の充実（ネットワークシステムの構築を）

川崎市の青少年自体が「市内でどのような社会参加活動が行われているかほとんど知らない」という調査結果が第2章で報告されています。また、第4章においても今後の課題の中で、社会参加の関わり方はそれぞれ異なりますが、まずは、青少年にとって魅力のある活動であり、次にそれらの活動の情報がどこまで有効に青少年に届くかどうかということです。

実際、青少年に対する情報提供の組織化は十分とは言えません。学校の壁面に張り出される行事予定や各家庭に配られている広報紙が十分その機能を果たしているとは到底考えられないし、青少年の社会参加活動を組織的、継続的に取り扱

う紙面もまだ、設定されてはいないからです。そこで第5章でも提案されている、川崎市青少年ネットワーク（K J N E T：ケイジェイネット）というようなソーシャルネットサービスを川崎市が独自に立ち上げるなど《情報機能が十分発揮できるようなネットワークシステムの構築》を提言します。

青少年の社会参加の情報は彼ら自身の間の情報のやり取りが大変重要といえます。彼らは、活動が興味深いものであったかつまらないものであったか、的確な評価を行い、ネットで情報のやり取りを行っています。彼らの評価を虚心に聞き入れて、活動の改良や充実を行うことが望まれます。

3 青少年の社会参加は青少年の企画で

第4章の報告にある《川崎市青少年フェスティバル》のように青少年が、直接企画、運営に携わっている青少年の社会参加活動の例は、青少年の社会参加活動として理想的なものです。しかし、実際にはこのような理想的な参加活動の例はごく僅かで、多くは行政や民間の団体、また成人の組織が企画した活動に青少年が参加するというタイプの参加活動が中心になっています。このような《受け身の参加》では青少年の社会参加の意識を高め、それを推進することは不可能であると考えられます。

これからの青少年の社会参加の活動は、《この社会参加は自分たちのものだ》という気持ちが十分に満足できるような活動が必要です。

実際に今、地域の祭礼や運動会などで、企画の段階から青少年が参加する行事は増加しつつあります。今までこのような会の中心で活躍していた町内会の幹事たちが急激に高齢化したことも若者の参加を促す一因になっています。これは若者にとって社会参加の絶好の機会となります。

本協議会は《青少年の社会参加はあくまで青少年のものだ》という意識が行政のみならず、一般市民にも浸透することを提言します。

4 川崎の青少年に新しいふるさと意識を

～川崎に愛着を持ち《しなやかでたくましい川崎っ子》の育成を～

川崎の青少年に対して一般的に言われているような歴史的な《ふるさと意識》を持たせることは大変難しいことです。誰もが認める《江戸っ子、浜っ子》のよ

うな呼び名は勿論川崎にはないし、実際に川崎市民の多くは他都市で生まれ、成長し本市に居を移してきた方たちであり、事実、川崎の歴史についてよく知らない青少年も多いのです。これは本市のような新興都市にとっては当然の事であり、このような町で無理に歴史的な《ふるさと意識》を植え付けようとしても成功することは望めません。むしろ川崎の青少年にとって川崎はこの国で最先端の科学技術が集積している町であり、また、本市の名前を冠したプロサッカーチームがあるスポーツの盛んな町だというように川崎の《近代都市としてのイメージ》を新しい《ふるさと意識》として、青少年の中に育成していくことが、川崎に愛着を持つきっかけになると考えます。

しかし、川崎市の各地域には、昔からの伝統芸能や祭りがあり、それらに取り組む青少年の姿も見られます。また、本市には他都市には見られない《祭り》があります。《川崎よさこい、川崎サンバ祭り》など本来は他都市のものですが、川崎独特のムードが育ち、若者たちはこの祭りを大いに盛り上げています。これらの行事も川崎独自の文化として、発展させていくことが望まれます。

川崎市の行政として、このような研究機関やスポーツ関連団体と連携し、また本市の文化団体を通して、青少年の《新しいふるさと意識》を高めるための施策が行われるよう提言します。

おわりに

ここまで、本協議会は《青少年の社会参加を促す仕組みづくり》に対する提言を行ってきました。

我々のふるさと川崎市のイメージは近年大きく変化しています。かつては公害の街、青少年非行の多い街などネガティブなイメージが多くありました。しかし、現在は武蔵小杉周辺が《首都圏でいちばん住みたい街》に選ばれたり、ラゾーナ川崎が日本のショッピングモールの中で一番の売り上げを示したりするなど、大きく変化しています。このように川崎のイメージが向上したのは市民一人一人の大きな努力の結果です。さらに川崎市が《若者が最も活動しやすい街》という評価を得ることができるよう行政をはじめ、市民が積極的に若者たちを支援していくことが望まれます。

《しなやかでたくましい川崎っ子》

こんな言葉が各地で囁かれるようにみんなで努力していきたいと思います。

第26期協議会の提言を受けて、青少年問題の解決のための「青少年育成地域コーディネーター」の創設に向け、専門委員会による検討を重ねてまいりました。この「青少年育成地域コーディネーター」が、今回の提案の中にある情報活動その他に積極的に関わっていくことを期待します。それと同時に今回の提言を受けて、さらに青少年の社会参加を充実させるためのスタッフが実現されることを強く希望します。

資料

川崎市青少年プラン（改訂版） 青少年事業の概要（平成26年度）

施 策 の 柱	
1 青少年の権利の推進	
事 業 名	担 当 局 課
1 子どもの権利条例の推進	
川崎市子どもの権利委員会	市民・こども局人権・男女共同参画室
かわさき子どもの権利の日事業	市民・こども局人権・男女共同参画室
「こどもページ」の充実	市民・こども局人権・男女共同参画室
川崎市青少年問題協議会	市民・こども局こども本部青少年育成課
青少年の意識調査	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市児童福祉審議会	市民・こども局こども本部こども福祉課
人権尊重教育の推進	教育委員会事務局人権・共生教育担当
子どもの権利学習の推進	教育委員会事務局人権・共生教育担当
多文化共生教育の推進	教育委員会事務局人権・共生教育担当
いのち、こころの教育の推進	教育委員会事務局指導課
子ども会議の充実	教育委員会事務局生涯学習推進課
2 相談・救済機能の充実	
女性のための総合相談	市民・こども局人権男女共同参画室（男女共同参画センター）
総合相談関連セミナーの充実	市民・こども局人権男女共同参画室（男女共同参画センター）
自助グループへの支援	市民・こども局人権男女共同参画室（男女共同参画センター）
健全母性育成事業	市民・こども局こども本部こども家庭課 各区役所児童家庭課
こども子育て相談（家庭児童相談）	市民・こども局こども本部こども福祉課 各区役所児童家庭課 大師・田島地区健康福祉ステーション
こども教育相談	市民・こども局こども本部こども福祉課 各区役所児童家庭課 大師・田島地区健康福祉ステーション
児童・青少年電話相談	市民・こども局こども本部こども家庭センター（中央児童相談所）
子どもの虐待相談	市民・こども局こども本部こども家庭センター（中央児童相談所） 中部児童相談所・北部児童相談所
キャリアサポートかわさき	経済労働局労働雇用部
かわさき若者サポートステーション	経済労働局労働雇用部
ひきこもり・思春期相談	健康福祉局精神保健福祉センター
宮前区子ども包括支援事業	宮前区役所こども支援室
インターネット問題相談窓口	教育委員会事務局教育改革推進担当
不登校児童・生徒等に対する相談・支援の充実	教育委員会事務局教育改革推進担当・総合教育センター
海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制の充実	教育委員会事務局総合教育センター
教育相談事業	教育委員会事務局総合教育センター
子どもの権利の侵害の相談	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
川崎区思春期問題対策事業	川崎区役所こども支援室
3 支援を必要とする子どもの支援策の充実	
児童扶養手当事業	市民・こども局こども本部こども家庭課
特別児童扶養手当事業	市民・こども局こども本部こども家庭課
災害遺児等福祉手当事業	市民・こども局こども本部こども家庭課
小児特定疾患医療等給付事業	市民・こども局こども本部こども家庭課

ひとり親家庭等医療費助成事業	市民・こども局こども本部こども家庭課
小児ぜん息患者医療費支給事業	市民・こども局こども本部こども家庭課
自立支援医療費（育成医療）の給付	市民・こども局こども本部こども家庭課
発達障害者支援センター運営事業	市民・こども局こども本部こども福祉課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	市民・こども局こども本部こども福祉課
児童福祉施設等の入所児童の処遇改善及び退所後の支援	市民・こども局こども本部こども福祉課
児童ファミリーグループホームの運営	市民・こども局こども本部こども福祉課
母子生活支援施設の運営	市民・こども局こども本部こども福祉課
里親制度の推進	市民・こども局こども本部こども福祉課
障害児施設入所児童の処遇向上	市民・こども局こども本部こども福祉課
障害児タイムケア事業	市民・こども局こども本部こども福祉課
放課後等デイサービス事業	市民・こども局こども本部こども福祉課
児童に関する専門的相談	市民・こども局こども本部こども家庭センター（中央児童相談所） 中部児童相談所・北部児童相談所
子どもの虐待相談（再掲）	市民・こども局こども本部こども家庭センター（中央児童相談所） 中部児童相談所・北部児童相談所
地域療育センターの運営	市民・こども局こども本部北部地域療育センター
障害児福祉手当	健康福祉局障害福祉課
川崎区思春期問題対策事業（再掲）	川崎区役所こども支援室
川崎区通訳及び翻訳バンク事業	川崎区役所こども支援室
幸区こどもの発達支援 （こども総合支援ネットワーク会議部会１）	幸区役所こども支援室・児童家庭課
幸区こどもの発達支援事業	幸区役所児童家庭課
中原区こどもの発達支援事業	中原区役所児童家庭課・こども支援室
宮前区子ども包括支援事業（再掲）	宮前区役所こども支援室
多摩区発達障害児支援事業	多摩区役所児童家庭課
麻生区外国籍等子ども学習支援事業	麻生区役所こども支援室
小・中・高等学校における特別支援教育の推進	教育委員会事務局指導課・総合教育センター
特別支援学校における機能拡充と特色ある学校づくり	教育委員会事務局指導課・総合教育センター
児童支援コーディネーター専任化事業	教育委員会事務局指導課・総合教育センター
ゆうゆう広場（適応指導教室）	教育委員会事務局総合教育センター
障がい者社会参加活動の支援	教育委員会事務局生涯学習推進課
子どもの権利の侵害の相談（再掲）	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
４ 情報提供・意見表明の促進	
「こどもページ」の充実（再掲）	市民・こども局人権・男女共同参画室
子育てガイドブック作成事業	市民・こども局こども本部こども企画課
「かわさきし子育て応援ナビ」の更新・管理	市民・こども局こども本部こども企画課
川崎区こども情報発信事業	川崎区役所こども支援室
幸区おこさまっさいわい発行事業	幸区役所こども支援室
こども情報ネットさいわい発行事業 （幸区こども総合支援ネットワーク会議部会４）	幸区役所こども支援室
中原区子育て情報ホームページ「中原区子育て情報ガイドこのゆびと～まれ！」の更新・管理	中原区役所こども支援室
中原区子育て情報ガイドブック「このゆびと～まれ！」の作成配布	中原区役所こども支援室・児童家庭課
中原区子育て情報紙「このゆびと～まれ！」の作成配布	中原区役所こども支援室
高津区子育て情報発信事業	高津区役所こども支援室
高津区子育て情報紙発行事業	高津区役所こども支援室

宮前区子育て情報発信事業	宮前区役所こども支援室・児童家庭課
多摩区地域子育て情報紙発行事業	多摩区役所こども支援室
多摩区子育て情報発信事業	多摩区役所こども支援室
麻生区子育て関連情報誌等発行事業	麻生区役所こども支援室
麻生区こども情報発信事業	麻生区役所こども支援室
こども情報コーナー運営事業	麻生区役所こども支援室
人権オンブズパーソン子ども相談カード等作成・配付	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
2 青少年の社会参加の推進及び自立への支援	
1 社会参加機会の充実	
短期インターンシップ事業の実施	市民・こども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
長期インターンシップの実施	市民・こども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
中高校生の職場体験・ジョブシャドウイング	市民・こども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
こども文化センター	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所こども支援室
わくわくプラザ	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所こども支援室
子ども夢パーク	市民・こども局こども本部青少年育成課 教育委員会事務局生涯学習推進課
黒川青少年野外活動センター	市民・こども局こども本部青少年育成課 教育委員会事務局生涯学習推進課
ハヶ岳少年自然の家	市民・こども局こども本部青少年育成課 教育委員会事務局生涯学習推進課
青少年の家	市民・こども局こども本部青少年育成課 教育委員会事務局生涯学習推進課
青少年フェスティバル	市民・こども局こども本部青少年育成課
青少年国際交流事業	市民・こども局こども本部青少年育成課
成人の日を祝うつどい	市民・こども局こども本部青少年育成課
環境教育・環境学習事業に関する情報提供	環境局環境調整課
ものづくりの魅力を伝えるサイト運営事業	経済労働局工業振興課
ものづくり体験教室	経済労働局工業振興課
エコ学習	経済労働局国際経済推進室
中学生職場体験研修	建設緑政局夢見ヶ崎動物公園
高校生インターンシップ	建設緑政局夢見ヶ崎動物公園
専門学校、大学生職業実習	建設緑政局夢見ヶ崎動物公園
さいわいものづくり体験事業	幸区役所地域振興課
花と緑のさいわい事業	幸区役所地域振興課
あさおわくわくウォーク	麻生区役所地域振興課
少年消防クラブ	消防局予防課・各消防署
みんなが消防士	消防局予防課・各消防署
地域防災スクール	消防局予防課・各消防署
中学校生徒会役員選挙協力事業	選挙管理委員会事務局選挙課
ハイスクール等出前講座	選挙管理委員会事務局選挙課
川崎区思春期問題対策事業（再掲）	川崎区役所こども支援室
2 自主的活動の支援	
友好自治体交流会	総務局国際施策調整室
男女平等教育参考資料の発行	市民・こども局人権・男女共同参画室
こども相撲大会	市民・こども局市民スポーツ室

市長杯争奪選抜サッカー大会	市民・こども局市民スポーツ室
市民バスケットボールフェスティバル	市民・こども局市民スポーツ室
総合的地域スポーツクラブ・団体の育成・活動支援	市民・こども局市民スポーツ室
学童泳力記録会	市民・こども局市民スポーツ室
親子ふれあいゲートボール大会	市民・こども局市民スポーツ室
川崎国際多摩川マラソン	市民・こども局市民スポーツ室
多摩川リバーサイド駅伝 in 川崎	市民・こども局市民スポーツ室
多摩川カヌー教室	市民・こども局市民スポーツ室
市民体育大会	市民・こども局市民スポーツ室
こども文化センター（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所こども支援室
わくわくプラザ（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所こども支援室
子ども夢パーク（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 教育委員会事務局生涯学習推進課
ハヶ岳少年自然の家（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 教育委員会事務局生涯学習推進課
川崎市青少年健全育成功労者表彰	市民・こども局こども本部青少年育成課
青少年フェスティバル（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
青少年国際交流事業（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
成人の日を祝うつどい（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
こどもの遊び場事業	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年指導員活動	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所地域振興課
キャリアサポートかわさき（再掲）	経済労働局労働雇用部
かわさき若者サポートステーション（再掲）	経済労働局労働雇用部
環境科学教室	環境局環境総合研究所
動物愛護普及事業	健康福祉局生活衛生課・動物愛護センター
サマースクール	建設緑政局夢見ヶ先動物公園
宮前区冒険遊び場事業	宮前区役所こども支援室・企画課 道路公園センター・地域振興課
多摩区こどもの外遊び事業	多摩区役所こども支援室
少年消防クラブ（再掲）	消防局予防課・各消防署
学校施設の有効活用の推進	教育委員会事務局生涯学習推進課
青少年創作教室	教育委員会事務局生涯学習推進課
キッズセミナー	教育委員会事務局生涯学習推進課（川崎市生涯学習財団）
青少年創意くふう展	教育委員会事務局総合教育センター
小学校・中学校造形展	教育委員会事務局総合教育センター 市民・こども局川崎市市民ミュージアム
川崎市立中学校技術・家庭科作品展	教育委員会事務局総合教育センター 市民・こども局川崎市市民ミュージアム
創造するこども展	教育委員会事務局総合教育センター 市民・こども局川崎市市民ミュージアム
川崎市中学校理科作品展	教育委員会事務局総合教育センター 市民・こども局川崎市市民ミュージアム
3 青少年活動のリーダーの養成	
ジュニアリーダー研修	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年育成連盟補助	市民・こども局こども本部青少年育成課

田島地区青少年指導員会リーダーシップ研修会（隔年実施）	川崎区役所田島支所区民センター
4 青少年の居場所づくりの促進	
こども文化センター（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所こども支援室
子ども夢パーク（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 教育委員会事務局生涯学習推進課
川崎区思春期問題対策事業（再掲）	川崎区役所こども支援室
宮前区子ども包括支援事業（再掲）	宮前区役所こども支援室
5 青少年の自立への支援	
友好自治体交流会（再掲）	総務局国際施策調整室
キャリア教育支援	市民・こども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
子ども夢パーク（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 教育委員会事務局生涯学習推進課
黒川青少年野外活動センター（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 教育委員会事務局生涯学習推進課
ハヶ岳少年自然の家（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 教育委員会事務局生涯学習推進課
青少年の家（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 教育委員会事務局生涯学習推進課
青少年国際交流事業（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
成人の日を祝うつどい（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
キャリアサポートかわさき（再掲）	経済労働局労働雇用部
かわさき若者サポートステーション（再掲）	経済労働局労働雇用部
保護司活動	健康福祉局地域福祉課
障がい者社会参加活動の支援（再掲）	教育委員会事務局生涯学習推進課
情報活用能力の育成	教育委員会事務局総合教育センター
国際理解教育の推進	教育委員会事務局総合教育センター
環境教育の推進	教育委員会事務局指導課・総合教育センター
福祉教育の推進	教育委員会事務局指導課・総合教育センター
社会的・職業的自立の形成	教育委員会事務局指導課・総合教育センター
夜間学級の実施	教育委員会事務局総合教育センター
商店街や企業等との連携による職業体験活動の推進	教育委員会事務局指導課・生涯学習推進課・総合教育センター
ふれあいサマーキャンプ	教育委員会事務局生涯学習推進課（川崎市生涯学習財団）
不登校児童・生徒の体験活動	教育委員会事務局総合教育センター
3 家庭・学校・地域の連携による支援体制づくり	
1 家庭の育てる力の支援	
子育て支援セミナー	市民・こども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
地球にうれしい「エコ・クッキング」事業	環境局環境調整課
宮前区子育て支援事業	宮前区役所こども支援室
多摩区子育て支援者養成事業	多摩区役所こども支援室
家庭の教育力の向上	教育委員会事務局生涯学習推進課
2 子育て家庭への支援	
講座実施時の一時保育の受入	市民・こども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
子育てほっとサロン・絵本の読み聞かせ	市民・こども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
乳児期の親子向け講座の定期的開催	市民・こども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
イキメン研究所	市民・こども局人権・男女共同参画室（男女共同参画センター）
ふれあい子育てサポート事業	市民・こども局こども本部こども企画課

子育て支援・わくわくプラザ事業	市民・こども局こども本部青少年育成課
小児医療費助成事業	市民・こども局こども本部こども家庭課
かわさき区子育てフェスタ事業	川崎区役所こども支援室
川崎区こども情報発信事業（再掲）	川崎区役所こども支援室
川崎区こども総合支援ネットワーク事業	川崎区役所こども支援室
川崎区男性の育児参加促進事業「ジョイフルサタデー」	川崎区役所こども支援室
川崎区こども支援ボランティア育成事業	川崎区役所こども支援室
幸区こども総合支援ネットワーク会議	幸区役所こども支援室
みんなで子育てフェアさいわい （幸区こども総合支援ネットワーク会議部会2）	幸区役所こども支援室
中原区子育てネットワーク事業	中原区役所こども支援室
中原区子ども支援ネットワーク事業	中原区役所こども支援室
中原区こどもフェスタ（区民祭と同時開催）	中原区役所こども支援室
中原区こども未来フェスタ	中原区役所こども支援室
中原区子育て支援者養成事業	中原区役所こども支援室
高津区子どもフェア	高津区役所地域振興課
高津区こども・子育てフェスタ	高津区役所こども支援室・生涯学習支援課 教育委員会高津市民館
高津区こども総合支援事業	高津区役所こども支援室
宮前区こども支援ネットワーク事業	宮前区役所こども支援室
宮前区子育て情報発信事業（再掲）	宮前区役所こども支援室・児童家庭課
宮前区子育て支援事業（再掲）	宮前区役所こども支援室
多摩区こども総合支援連携事業	多摩区役所こども支援室
たまたま子育てまつり	多摩区役所生涯学習支援課（教育委員会多摩市民館）
多摩区こども・子育て講演会等事業	多摩区役所こども支援室
多摩区子育て支援パスポート事業	多摩区役所こども支援室
多摩区子育て支援者養成事業（再掲）	多摩区役所こども支援室
麻生区子ども関連ネットワーク会議	麻生区役所こども支援室
麻生区子育て人材バンク事業	麻生区役所こども支援室
麻生区と地域の大学が連携した子ども・子育て支援事業	麻生区役所こども支援室
3 学校における支援の充実	
私立学校等補助金	市民・こども局こども本部こども企画課
「どうぶつの赤ちゃん」	建設緑政局夢見ヶ先動物公園
「どうぶつ園のじゅうい」	建設緑政局夢見ヶ先動物公園
幼・保・小連携事業	各区役所こども支援室
民族文化講師ふれあい事業	教育委員会事務局人権・共生教育担当
区における教育体制の充実	教育委員会事務局教育改革推進担当
川崎市立小・中学校自然教室	教育委員会事務局指導課
小・中・高等学校への外国語指導助手等の配置	教育委員会事務局総合教育センター
不登校児童・生徒の体験活動（再掲）	教育委員会事務局総合教育センター
川崎市立学校児童生徒・神奈川朝鮮学生美術交流展	教育委員会事務局総合教育センター
日本語指導等協力者派遣事業	教育委員会事務局総合教育センター
人権オンブズパーソン子ども教室	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
4 地域における支援の充実	
川崎市青少年育成推進委員会	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年育成連盟補助（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年指導員活動（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所地域振興課

川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年健全育成功労者表彰（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
夏休み多摩川教室	環境局環境対策課・環境総合研究所
ギャラリーバス事業	建設緑政局河川課・企画課・多摩川施策推進課 交通局お客様サービス課
川崎区エコプロジェクト事業 （地球環境問題啓発ポスターコンクール）	川崎区役所企画課
カロリングの普及促進	川崎区役所地域振興課
川崎区パワフルかわさき区民綱引き大会	川崎区役所地域振興課
かわさき大師サマーフェスタ	川崎区役所地域振興課
大師地区青少年書き初め大会	川崎区役所大師支所区民センター
大師地区青少年指導員会工作教室	川崎区役所大師支所区民センター
田島地区青少年指導員会夏休み子ども映画会	川崎区役所田島支所区民センター
こども文化センター対抗カロリング大会	川崎区役所田島支所区民センター
幸区リレーカーニバル	幸区役所地域振興課
幸区こどもとふれあう紙ヒコーキ大会	幸区役所地域振興課
幸区こども学習サポート事業	幸区役所生涯学習支援課
日吉地区少女バレーボール大会	幸区役所日吉出張所
中原区青少年吹奏楽コンサート	中原区役所地域振興課
中原区民総ぐるみスポーツ大会	中原区役所地域振興課
中原区民多摩川ロードレース「マイペース」大会	中原区役所地域振興課
全中原中学生卓球大会	中原区役所地域振興課
学校流域プロジェクト	高津区役所企画課
高津区花と緑のたかつ推進事業	高津区役所地域振興課・道路公園センター
高津区市民健康の森活用事業	高津区役所地域振興課
高津地区親子運動会	高津区役所地域振興課
橘ふるさと祭り子どもイベント	高津区役所橘出張所
橘地区親子運動会	高津区役所橘出張所
橘地区女子バドミントン大会	高津区役所橘出張所
橘地区少年ソフトボール大会	高津区役所橘出張所
宮前区ドッジビー大会	宮前区役所地域振興課・向丘出張所
宮前区ジュニアフットサル大会	宮前区役所地域振興課・向丘出張所
ディスカバーウォークみやまえ（宮前地区・向丘地区）	宮前区役所地域振興課・向丘出張所
宮前区冒険遊び場事業（再掲）	宮前区役所こども支援室・企画課・地域振興課・ 道路公園センター
多摩・麻生地区中学生バスケットボール大会	多摩区役所地域振興課
多摩川ウォーキング（2万歩 歩いてみませんか）	多摩区役所地域振興課
稲田地区少年少女ドッジボール大会	多摩区役所地域振興課
多摩区歩け歩け運動	多摩区役所地域振興課
稲田地区男子ソフトボール大会	多摩区役所地域振興課
稲田地区ニュースポーツフェスティバル	多摩区役所地域振興課
多摩区里地里山の保全活動事業（自然体験のつどい）	多摩区役所地域振興課
多摩区学校保健と連携した健康づくり事業	多摩区役所地域保健福祉課
多摩区こどもの外遊び事業（再掲）	多摩区役所こども支援室
生田地区親子運動会	多摩区役所生田出張所
生田地区少年野球大会	多摩区役所生田出張所
生田地区ニュースポーツ体験会	多摩区役所生田出張所
生田地区ソフトバレーボール大会兼体験会	多摩区役所生田出張所

ふれあいミュージックフェスタ	多摩区役所生田出張所
あさおわくわくウオーク（再掲）	麻生区役所地域振興課
麻生区小学校バドミントン大会	麻生区役所地域振興課
麻生区小学生バレーボール大会	麻生区役所地域振興課
区における教育体制の充実（再掲）	教育委員会事務局教育改革推進担当
地域教育会議	教育委員会事務局生涯学習推進課
5 市民協働のしくみづくり	
川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年指導員連絡協議会	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎地区少年補導員連絡協議会	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年健全育成功労者表彰（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
6 思春期の子どもの支援	
健全母性育成事業（再掲）	市民・こども局こども本部こども家庭課 各区役所児童家庭課
青少年エイズ・性感染症予防講演会	健康福祉局健康危機管理担当
思春期の不登校について考える家族の集い	健康福祉局百合丘障害者センター
4 青少年が安全で安心して過ごせる社会環境づくり	
1 放課後の居場所づくり	
こども文化センター（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所こども支援室
わくわくプラザ（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所こども支援室
子育て支援・わくわくプラザ事業（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
2 社会環境の健全化	
川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
こども１１０番事業の推進	市民・こども局こども本部青少年育成課
社会環境健全化推進街頭キャンペーン	市民・こども局こども本部青少年育成課
有害環境浄化活動	市民・こども局こども本部青少年育成課
社会を明るくする運動	健康福祉局地域福祉課 各区役所地域保健福祉課 各地区健康福祉ステーション
3 非行防止・犯罪被害防止	
市民への防犯・防火情報の提供	市民・こども局地域安全推進課 消防局予防課 教育委員会事務局健康教育課
川崎地区少年補導員連絡協議会（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎市青少年指導員活動（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課 各区役所地域振興課
こども１１０番事業の推進（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
社会環境健全化推進街頭キャンペーン（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
有害環境浄化活動（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
川崎区新入学児童の交通安全確保活動	川崎区役所危機管理担当
川崎区交通安全子ども自転車大会	川崎区役所危機管理担当
川崎区子ども安全・安心見守り事業	川崎区役所危機管理担当
愛のパトロール	川崎区役所大師支所区民センター
幸区こどもの安全・安心 （こども総合支援ネットワーク会議部会３）	幸区役所こども支援室

高津区新入学児交通事故防止キャンペーン	高津区役所危機管理担当
宮前区子ども安全・安心見守り事業	宮前区役所こども支援室
川崎市学校警察連絡協議会	教育委員会事務局指導課
スクールガード・リーダーの配置	教育委員会事務局健康教育課
非行の早期発見・指導の体制づくり	教育委員会事務局指導課・生涯学習推進課
通学路の安全性の向上	教育委員会事務局健康教育課 建設緑政局道路施設課 市民・こども局地域安全推進課
4 有害環境防止・メディア対策	
川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
社会環境健全化推進街頭キャンペーン（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
有害環境浄化活動（再掲）	市民・こども局こども本部青少年育成課
薬物乱用防止対策	健康福祉局医事・薬事課・精神保健課・精神保健福祉センター
薬物乱用防止教育の充実	教育委員会事務局健康教育課
5 広報・啓発活動	
非行防止啓発パネル展	市民・こども局こども本部青少年育成課
非行防止啓発視聴覚教材貸出事業	市民・こども局こども本部青少年育成課
新入学児童・園児を交通事故から守る運動	市民・こども局地域安全推進課 教育委員会事務局健康教育課 各区役所危機管理担当

地方青少年問題協議会法

昭和28年7月25日法律第83号

最終改正 平成11年7月16日法律第102号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。
- 3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三二年六月一日法律第一五八号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 （昭和三七年四月一六日法律第七七号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四一年三月三十一日法律第一六号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第九九号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

川崎市青少年問題協議会条例

昭和 33 年 12 月 3 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号。以下「法」という。)第 1 条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第 2 条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第 2 条に規定するところによる。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員 35 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 本市職員

3 会長は、市長をもって充てる。

4 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査を終了したとき解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第 7 条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

第 8 条 協議会は、会長が招集し、会議を開くものとする。

(定足数及び表決)

第 9 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 10 条 協議会の事務を処理するため事務局を市民・こども局に置く。

(委任)

第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 35 年 4 月 1 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 37 年 3 月 31 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条中川崎市青少年問題協議会条例第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 12 月 21 日条例第 57 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 19 日条例第 52 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第27期川崎市青少年問題協議会の協議経過

(平成24年度)

開催年月日	会議の種類	協議内容
平成24年 9月5日(水)	全体会(第1回)	・委嘱状交付 ・副会長を選出 ・協議のテーマ及び運営方法を協議 ・協議題専門委員会を設置。協議題専門委員を選出 6名
10月23日(火)	協議題専門委員会	・今期の協議題について協議
12月20日(木)	協議題専門委員会	・今期の協議題について協議
平成25年 2月5日(火)	全体会(第2回)	・協議題専門委員会協議経過の報告 ・協議題を決定 「青少年の社会参加を促す仕組みづくり -川崎づくりを担うために-」 ・調査専門委員会を設置。調査専門委員を選出 10名
3月28日(木)	調査専門委員会	・委員長の選出 ・今後の進め方及びスケジュール確認 ・協議題に関連する各種資料の確認及び協議

(平成25年度)

開催年月日	会議の種類	協議内容
5月14日(火)	調査専門委員会	・協議題に関連する各種資料の確認及び協議
7月2日(火)	調査専門委員会	・協議題テーマに関する意見交換
7月30日(火)	全体会(第3回)	・調査専門委員会協議経過の報告 ・意見具申書骨子の決定 ・起草専門委員会を設置。起草専門委員を選出 6名
9月4日(水)	起草専門委員会	・正副委員長の選出 ・意見具申書(案)について協議
10月8日(火)	起草専門委員会	・意見具申書(案)について協議
12月20日(金)	起草専門委員会	・意見具申書(案)について協議
平成26年 2月4日(火)	起草専門委員会	・意見具申書(案)について協議
2月25日(火)	起草専門委員会(小委員会)	・意見具申書(案)について協議
3月24日(月)	起草専門委員会(小委員会)	・意見具申書(案)について協議
3月27日(木)	起草専門委員会	・意見具申書(案)について協議

(平成26年度)

5月22日(木)	全体会(第4回)	・起草専門委員会協議経過の報告 ・意見具申書(案)について協議 ・意見具申について確認
----------	----------	---

第27期川崎市青少年問題協議会委員名簿

区分	氏 名	所 属	選出分野	協議 委員	調査 委員	起草 委員	任 期
会長	阿部 孝夫	市長					24.9.1～25.11.18
〃	福田 紀彦	市長					25.11.19～26.8.31
副会長	岡田 守弘	横浜国立大学名誉教授	学識経験	○	○	○	24.9.1～26.8.31
委員	かわの 忠正	市議会議員	市議会				24.9.1～25.4.1
〃	斉藤 隆司	市議会議員	〃				24.9.1～25.4.1
〃	石田 和子	市議会議員	〃				24.9.1～25.4.1
〃	花輪 孝一	市議会議員	〃		○		24.9.1～25.4.1
〃	尾作 均	市議会議員	〃				25.4.2～26.3.31
〃	廣田 健一	市議会議員	〃				25.4.2～26.3.31
〃	岡村 テル子	市議会議員	〃				25.4.2～26.3.31
〃	小川 顕正	市議会議員	〃		○		25.4.2～26.1.23
〃	添田 勝	市議会議員	〃				26.1.24～26.3.31
〃	織田 勝久	市議会議員	〃				26.4.1～26.8.31
〃	山崎 直史	市議会議員	〃				26.4.1～26.8.31
〃	斉藤 隆司	市議会議員	〃				26.4.1～26.8.31
〃	石川 建二	市議会議員	〃				26.4.1～26.8.31
〃	峪 正人	川崎市教育委員会委員長	教育委員	○			24.9.1～26.8.31
〃	吉村 和子	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官	行政機関				24.9.1～25.3.31
〃	佐藤 努	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官	〃				25.4.1～26.8.31
〃	吉川 昌宏	横浜保護観察所企画調整課長	〃				24.9.1～25.3.31
〃	中村 英雄	横浜保護観察所企画調整課長	〃				25.4.1～26.3.31
〃	西元 雅夫	横浜保護観察所企画調整課長	〃				26.4.1～26.8.31
〃	久住 剛	神奈川県県民局県民活動部県民課川崎 駐在事務所担当課長 (神奈川県川崎県民センター長)	〃				24.9.1～25.3.31
〃	荒井 健二	神奈川県県民局くらし県民部川崎県民 センター担当課長 兼パスポートセンター川崎支所長 (神奈川県川崎県民センター長)	〃				25.4.1～26.8.31
〃	小津 岳彦	神奈川県警察川崎市警察部 担当補佐官	〃				24.9.1～26.3.18
〃	石川 正勝	神奈川県警察川崎市警察部 担当補佐官	〃				26.3.19～26.8.31

〃	小原 良	川崎市PTA連絡協議会会長	関係団体				24.9.1～26.8.31
〃	福田 武雄	川崎市青少年育成連盟理事	〃	○	○		24.9.1～26.8.31
〃	石橋 博	川崎市青少年指導員連絡協議会会長	〃		○		24.9.1～26.8.31
〃	吉岡 とし江	川崎地区少年補導員連絡協議会副会長	〃				24.9.1～26.8.31
〃	倉持 順子	川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会委員	〃				24.9.1～26.8.31
〃	塚田 庸子	横浜国立大学客員教授	学識経験		○	○	24.9.1～26.8.31
〃	芳川 玲子	東海大学教授	〃	○	○	○	24.9.1～26.8.31
〃	藤田 武志	日本女子大学教授	〃	○	○	○	24.9.1～26.8.31
〃	大草 正信	大草心理臨床教育相談室主宰 神奈川県教育委員会スーパーヴァイザー	〃		○	○	24.9.1～26.8.31
〃	エドモンド ダンカン	川崎市外国人市民代表者会議 第9期委員	〃				24.9.1～26.8.31
〃	流石 良子	川崎市立小学校長会	学校関係	○			24.9.1～26.3.31
〃	山崎 恵子	川崎市立小学校長会	〃				26.4.1～26.8.31
〃	内元 博文	川崎市立中学校長会	〃				24.9.1～26.8.31
〃	新保 利幸	川崎市立高等学校長会	〃		○		24.9.1～25.3.31
〃	市野 典明	川崎市立高等学校長会	〃		○	○	25.4.1～26.3.31
〃	松本 芳弘	川崎市立高等学校長会	〃				26.4.1～26.8.31
〃	渡邊 直美	教育長	行政機関				24.9.1～26.8.31
〃	木村 実	健康福祉局長	〃				24.9.1～25.3.31
〃	伊藤 弘	健康福祉局長	〃				25.4.1～26.8.31
〃	山崎 茂	市民・こども局長	〃				24.9.1～25.3.31
〃	加藤 順一	市民・こども局長	〃				25.4.1～26.8.31
〃	岡本 隆	市民・こども局こども本部長	〃		○		24.9.1～26.3.31
〃	成田 哲夫	市民・こども局こども本部長	〃				26.4.1～26.8.31